

徳島県

令和6年4月1日から

パートナーシップ宣誓制度

徳島県は、性の多様性について理解を深めるとともに、自分らしさが尊重され、誰もが生き生きと活躍できる社会の実現に向け、「徳島県パートナーシップ宣誓制度」を開始します。


○ 徳島県パートナーシップ宣誓制度とは

- 一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力して継続的に生活を共にすることを宣誓し、徳島県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。
- 徳島県は、お二人の関係を公的に証明する宣誓書受領カード等を交付します。
- カードを提示することで、公営住宅の入居などの行政サービスを利用する際に活用することができます。
- 宣誓書受領カード等には、子(宣誓者と生計を同一にする未成年の者に限る。)の氏名等を記載することもできます。



パートナーシップ宣誓書受領カード

【すだちくん版】

パートナーシップ宣誓書受領カード	
徳島県がパートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、お二人がパートナーシップの宣誓をしたことを証明します。 氏名 _____ 氏名 _____	
_____ 様 (年 月 日生)	_____ 様 (年 月 日生)
宣誓日 _____ 年 月 日	
交付番号 第 _____ 号	
 _____ 年 月 日 徳島県知事	印

【無地版】

パートナーシップ宣誓書受領カード	
徳島県がパートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、お二人がパートナーシップの宣誓をしたことを証明します。 氏名 _____ 氏名 _____	
_____ 様 (年 月 日生)	_____ 様 (年 月 日生)
宣誓日 _____ 年 月 日	
交付番号 第 _____ 号	
_____ 年 月 日 徳島県知事	印

○ 県民・事業者の皆さまへ

- この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではありませんが、県がパートナーであるお二人の思いを尊重することで、お二人の生活上の悩みや生きづらさの解消につながるよう取り組むものです。
- 趣旨を御理解いただき、本制度の利用者が適切なサービス・対応などを受けられるよう、御協力をお願いします。

パートナーシップの宣誓ができる方

一方又は双方が性的マイノリティである方を対象としています。

- ① 双方が成年に達していること(満18歳以上)
- ② 一方又は双方が徳島県民であること(転入予定を含む)
- ③ 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む)がないこと、又は他の者とのパートナーシップの関係にないこと
- ④ 双方が近親者でないこと(養子縁組による者を除く)



宣誓手続きの流れ

① 事前調整



宣誓希望日の**2週間前**までに、電話又は電子メールで予約してください。
【予約受付時間】
火曜日から土曜日の
午前10時から
午後6時まで

② 宣誓書等の提出

郵送又は来所により提出してください。

※本人確認のため、一度は来所していただく必要があります。

③ 受領カード等の交付

要件を満たしていることが確認できたら、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを交付します。

必要書類

- ① パートナーシップ宣誓書(様式第1号)
- ② 婚姻をしていないことを証明する書類(戸籍抄本又は独身証明書)
- ③ 住民票の写し

※本人確認の際に、マイナンバーカード、運転免許証などの提示が必要です。
※詳しくは右下のQRコードから利用の手引きを御覧ください。

事前連絡及び宣誓書等の提出先 (徳島県パートナーシップ宣誓制度についてのお問い合わせ先)

徳島県立人権教育啓発推進センター
(徳島県未来創生文化部 男女参画・人権課 分室)

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリントーミナルビル2階
電話 088-664-3701
メールアドレス danjosankakujinkenka@pref.tokushima.lg.jp

手続き及び
利用できる
サービスは
こちらから

